

校 時 表

	A校時	B校時	定期テスト
本 鈴	8:25	8:25	8:25
朝読書	8:25	8:25	
朝学活	8:40	8:40	自主学習 9:10
1 限	8:40	8:40	9:20
	9:30	9:25	10:10
2 限	9:40	9:35	10:25
	10:30	10:20	11:15
3 限	10:40	10:30	11:30
	11:30	11:15	12:20
4 限	11:40	11:25	終学活
	12:30	12:10	
予 鈴	13:05	12:45	
5 限	13:10	12:50	
	14:00	13:35	
6 限	14:10	13:45	
	15:00	14:30	
終学活	15:00	14:30	
	15:10	14:40	
清 掃	15:10	14:40	
	15:20	14:50	
完 全	活動終了	16:45	
下 校	通年	17:00	

目 次

本 校 の 歴 史	4
校 歌	6
生 徒 会 会 則	8
選 挙 規 則	15
学校生活のきまり	17
保健室の利用について	26
図書館について	27
部 活 動 規 定	28
体育部文化部一覧表	32
届け・願いについて	33
学校行事実施の可否について	34

月 間 予 定

台風に対する非常措置について

日本スポーツ振興センター

読 書 の 記 錄

連 絡・諸 届 欄

テ ス ト 時 間 割 表

時 間 割 表

本 校 の 歴 史

昭和

22. 5. 1 学制改革により京都市立四条中学校として京都市立四条商業学校に併設されて開校式挙行
23. 4. 17 四条商業学校は廃校になり、独立の中学校として旧太秦中学校を統合
24. 2 第一回卒業式挙行
26. 4 生徒会旗、生徒会歌制定
38. 3 校旗を制定
50. 6 プール（6コース 25m）完成
50. 9 四条中学校梅津分校開校
51. 4 梅津分校が梅津中学校となる
52. 9 体育館完成
54. 2 生徒会歌を改作し校歌に制定
55. 4 四条中学校西京極分校開校
56. 4 西京極分校が西京極中学校となる
59. 4 新標準服制定
60. 4 育成学級設置
62. 4 四商からの転用校舎を全面解体して新校舎竣工 北庭も完工
63. 3 武道場竣工
63. 9 「語らいの広場」完成
- 平成
- 元. 6 グラウンド全面改修

平成

4. 3 コンピュータ教室設置
4. 5 正門通にブロック製花壇設置
8. 3 グランドに屋外特別教室設置
9. 3 学校グリーンベルトの完成
9. 5 創立50周年式典の挙行
12. 10 配膳室・ランチルーム完成
17. 3 コンピューター校内LAN、防球ネット設置
19. 4 通級指導教室設置
19. 8 グラウンド夜間照明設備設置
20. 4 通学服のポロシャツ変更（新1年生より）
20. 4 体育館耐震工事
22. 5 太陽光設備設置工事開始
24. 3 プール改修工事完了
29. 3 北校舎東側トイレ全面改修
29. 10 創立70周年記念を祝う会の挙行
29. 12 体育館屋根全面改修
令和
2. 4 通学服、スカート・スラックス選択可
2. 10 G I G A端末整備完了
4. 2 くつ・くつ下のきまりの変更（生徒会による）
7. 1 エレベーター棟新設工事完了

四条中学校校歌

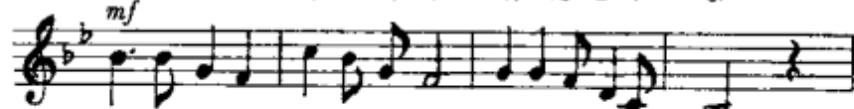
♩ = 112

行進曲風に

平瀬 富美子 作詞
谷舗 勇治 作曲



1 みどりの かぜーの そよふけ ば
2 フールキ レキシノ キョウノニ シ
3 けだかく そびゆる あたごや ま



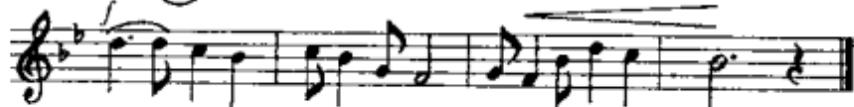
あおばに かおーる はたのいー ろ
キーヨク ナガルル カツラガー ワ
まーどに あふるる ほほえみー に



のぞめば とーおし ひえいのみ ね
キボウニ ミーツル ワガームネ ラ
しこんの こーおき ひるーがえ る



ひーろき だいちを ふみしめ て
アーヴイト マコトニ カガヤカ シ
りそは たかーき このがく しゃ



いーさや すすまん わがーじじょ う
ツーヨク ノビナン
とーわに さかえん

1. 緑の風のそよ吹けば
青葉にかおる畠の色
望めば遠し比叡の峰
広き大地を踏みしめて
いざや進まん わが四条

2. 古き歴史の京の西
清くながるる桂川
希望にみつるわが胸を
愛と誠に輝かし
強く伸びなん わが四条

3. 気高くそびゆる愛宕山
窓にあふるるほほえみに
紫紺の校旗ひるがえる
理想は高きこの学舎
とわ
永遠に栄えん わが四条

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は四条中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は生徒の自主活動によって責任と協同の精神を養うと共に、自らの生徒会の民主的な一員としての自覚を高め、楽しい学園の振興と円満な人格の向上を図ることを目的とする。

第3章 組 織

第3条 本会は京都市立四条中学校全生徒をもって組織する。

《本部役員》

第4条 本会の本部役員は、10月ごろに全会員の選挙によって選出する。任期は、11月から翌年10月までの一か年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 本会の役員が辞任または解任された時の後任者の任期は前任者の残留期間となる。解任は会員の3分の1以上の署名を得選挙管理委員会で審議し会員の投票の過半数があれば、解任させる事ができる。

第6条 会長、副会長、庶務は全会員の選挙

によって選出する。ただし、会長は1名、副会長は2名、庶務は2名とする。

第7条 第6条の規定による選挙は別に定めた選挙規則によって行う。

第8条 会長は生徒会を代表し、係教職員の助言と指導のもとに会務を総括する。

第9条 副会長は会長を助け、会長不在の時はその任務を代行する。

第10条 庶務は生徒会全般の記録と会計事務に当たる。

《各委員会委員長と学級委員》

第11条 各委員会委員長は、10月ごろに全会員の選挙によって選出する。任期は、11月から翌年10月までの一か年とする。また、学級委員は、各学級において4月および11月に選挙する。ただし、再任を妨げない。

第12条 学級委員として評議員および生活環境、文化図書、体育、保健委員を男女各1名おく。

第13条 学級委員は相協力して学級の自治に当たり、自己の役目を全うする。

第14条 学級委員は各々次の所属部門に加わり、委員会を構成する。

評議会 生活環境委員会

文化図書委員会 体育委員会
保健委員会

〔各委員会のはたらき〕

生活環境委員会 生活のきまりなど学校や学級の規律秩序の確立に当たる。校内美化推進のための企画立案と清掃用具の管理、公共物および施設の保全美化につとめる。

文化図書委員会 文化的行事や日常の文化活動の計画、実行などに当たる。図書の貸し出し、返却、整理や全校生徒の読書生活を推進させる。

体育委員会 体育的行事の企画運営に積極的に参加する。

保健委員会 保健行事に協力ならびに運営に参加し、日常の保健活動を積極的に推し進める。

《評議会》

第15条 評議会は本部役員、評議員をもって構成する。(評議会は傍聴できる。)

第16条 評議会は4週間毎に1回を定例に開き、各委員会の企画立案を審議議決し、各クラスとの連絡調整をはかる。ただし必要ある場合臨時に会長が招集することができる。

《各委員会》

第17条 各委員会は、全会員の選挙によって選出された委員長および各学級の委員をもって構成する。副委員長、書記は各委員会の中で互選する。ただし各委員会は必要に応じて議事に關係ある部長の出席を求めることができる。

第18条 各委員会は4週間毎に1回を定例に開き会の企画調査立案をなし議決を経て実施する。ただし必要ある場合臨時に委員長が招集することができる。

《執行委員会》

第19条 執行委員会は本部役員と各委員長をもって構成し毎週一回の定例会議をもつ。

第20条 執行委員会は本部、各委員会の企画立案などを調整、審議し提案する事項をまとめたり執行したりする。

《その他諸規定》

第21条 生徒総会は本部最高の議決機関であって全生徒で構成し会則の改廃、会計報告の承認および諸議案を議決する。

第22条 生徒総会は年間1回以上開催する。ただし評議会の必要に応じて臨時に開くことができる。

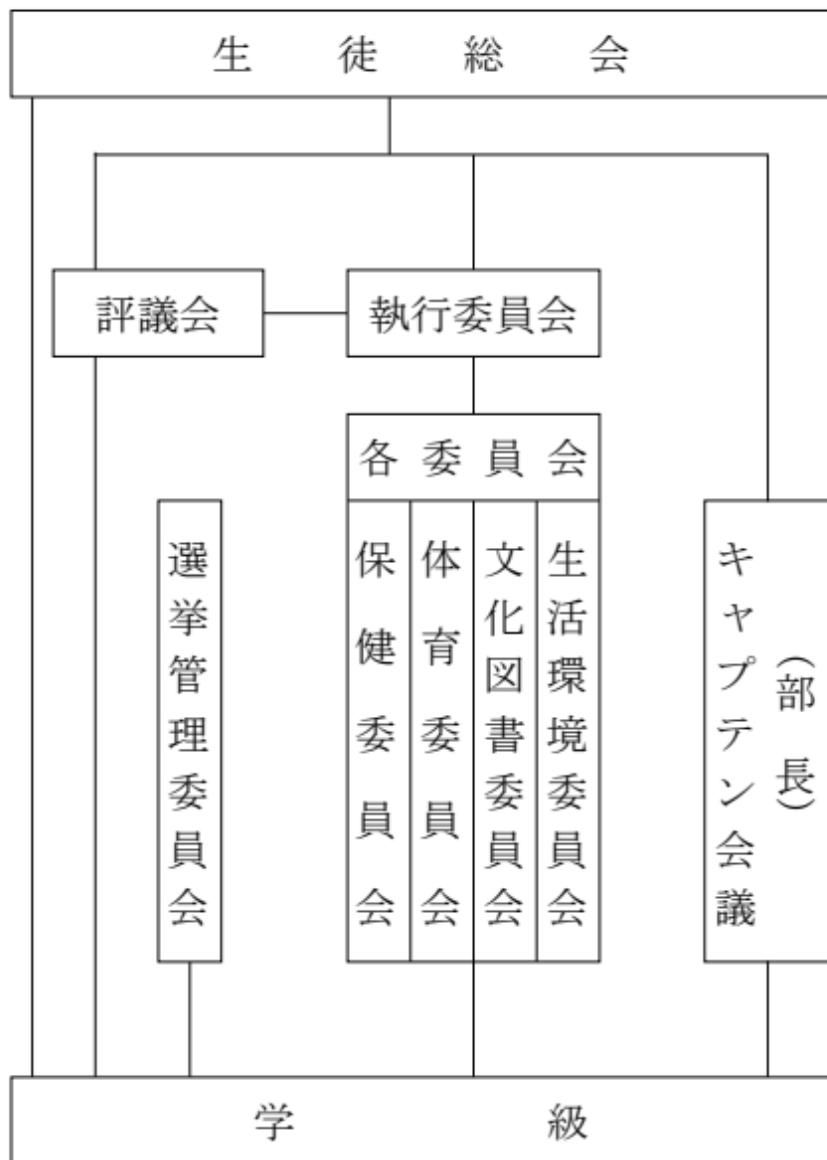
- 第23条 文化、体育の両部に各種の部をおく。
- 第24条 部長を1名おく。部長は部を代表し
部の記録、会計等の事務に当たる。
- 第25条 本会の経費は、会費およびその他の
収入によってまかなう。また、会費は年間
600円とする。
- 第26条 本会の会計年度は、4月1日より翌
年3月31日までとする。
- 第27条 各組織（本部、各委員会、各部活動）
は、毎年度はじめにその組織の予算案を庶
務に提出し、予算委員会内にて原案を作成
する。
- 第28条 予算は、生徒総会にて承認を得なけ
ればならない。また、本会の収入・支出は
毎年度末に決算し、生徒総会において承認
を得なければならない。
- 第29条 本規約の改廃には評議会の審議を経
て、生徒総会の3分の2以上の賛成を得な
ければこれを変更することができない。承
認された事項は、その次の日からそれを実
施する。
- 第30条 本会の各機関は構成人員の3分の2
以上の出席をもって成立する。
- 第31条 本会の各機関の議決は出席人員の過

半数をもって議決する。

ただし、第29条に定めた事項はこの限りでない。

第32条 会長、副会長、庶務及び各専門委員長の選挙・辞任・解任に関する投票時には各クラスより選挙管理委員を1名または2名を選出し、管理運営に当たる。

四条中学生徒会組織



選 挙 規 則

第1条

第1項 会員はすべての選挙について選挙権ならびに被選挙権を有する。ただし選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第2項 会長、副会長、庶務及び各専門委員長の選挙に関する事務は選挙管理委員がこれを管理する。

第3項 選挙の期日は選挙管理委員会が選挙の期日前7日までにこれを告示しなければならない。会長、副会長、庶務および各専門委員長の補欠選挙はこれを行うべき理由の生じた日より20日以内にこれを行わなければならない。

第4項 有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、立候補者が1名の場合、信任投票数が有効投票数あれば当選とする。

第5項 選挙に関する事項で定められていない部分は、原則として一般の選挙法の慣習に従うものとする。

第2条 [会長、副会長、庶務及び各専門委員長の選挙]

会長、副会長、庶務及び各専門委員長に立候補する者は、告示された届出期間に立候補届出書を受け取り、選挙管理委員会に提出しなければならない。

立候補届出書ならびにポスターには次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 候補者の氏名
1. 所属学級
1. 希望の役職

選挙管理委員会は立候補届出書またはポスターに不備や不適切な表現がある時は、これを受理してはならない。

学校生活のきまり

1. 礼儀・言葉づかい・行動・態度

- ◎明るく、きちんとしたあいさつを心がける。
- ◎時と場にふさわしい言葉づかいをし、節度を守る。
- ◎基本的生活習慣の確立につとめる。
- ◎校内外でのルールを守り、社会のなかで生きていくうえでの規範を学ぶ。
- ◎互いの人格を尊重し、人ととのつながりや、互いに思いやれる学校生活を送る。

2. 登下校

- ◎ 8:25 (本鈴) までに登校し、教室へ入室する。教室で、担任の先生が出欠確認を行う。
- ◎下校時刻は、下記の表を原則とする。

期 間	一般 下校	部 活 動 終了時刻	完全下校 時 刻
通 年	16:00	16:45	17:00

- ◎登校時の服装は、本校規定の標準服とする。
- ◎下校時および休日の部活登下校時は、部活動の練習着の着用を認める。

- ◎登下校時の買い物、寄り道は禁止する。
- ◎自転車通学は認めない。
- ◎再登校時や休日、長期休暇中の場合でも、私服登校や自転車通学は認めない。

3. 朝学活

- ◎8:25～8:40の時間帯は、朝読書や朝学習、朝学活など、1日のスタートを切れるような活動を行う。

4. 欠席・遅刻・早退の連絡および確認

- ◎欠席や遅刻は、当日の朝8:25までに、保護者を通じて電話連絡又は、連絡ツールで連絡をする。

事前にわかっている場合は、生徒手帳の連絡欄又は、連絡ツールで届け出る。

- ◎早退は、学校を出る際に保護者に連絡をする。帰宅確認時に再度、学校へ連絡をする。

5. ベル着席・授業

- ◎始業のベルまでに教室へ入室し、授業の準備をして着席する。

- ◎授業開始時および終了時には、あいさつをする。

- ◎授業時には学習に集中し、私語や学習の妨げになる言動はつつしむ。

6. 昼食

- ◎クラス全員そろって、マナーを守り、教室で食べる。
- ◎弁当または給食とする。登校前に購入してよい食べ物はパン類かおにぎりなどとする。(午前中授業で午後放課の場合の昼食も、同様とする)。
- ◎昼休み開始のチャイムまでは、教室から出ない。
- ◎お茶は、当番の生徒が給湯室にやかんを取りに行く。昼食終了後、やかんを洗つてもとの棚に返す。
各自で水筒を持ってきてもよい。
(ペットボトルのお茶などは可。空のペットボトルは持ち帰る)。
- ◎昼食の買い忘れについては、すみやかに担任の先生に申し出る。
- ◎午前中授業で午後放課の場合の昼食は、担当者(部活顧問・活動担当教師など)の指示のもと、ミーティングルーム等でとる。

7. 休み時間

- ◎休み時間(10分間)は、次の授業の準備時間と心得て、用便や移動・更衣をすみやかに済ませる。

◎校舎内は、安全のため走らない。また、盜難防止のため他学年の教室や廊下などへむやみに立ち入らない。

◎昼休み後は、予鈴で教室に戻り、次の授業の準備をする。

8. 登校後の外出

◎原則として、登校後は放課後まで外出を認めない。

9. 終学活

◎1日の反省・委員会や係からの伝達・明日の予定の伝達などを行う。

10. 校内美化

◎担当の教師の指導のもと、分担場所の清掃を行う。

◎クラスごと、班当番制とする。

◎校内の環境整備・美化につとめ、責任を持って行う。

◎学校の設備、器物、机や椅子などを大切にあつかう。

◎故意による破損は、原則として保護者に弁償を申し入れる。

11. 安全

◎登下校時および校内での安全を心がける。

◎学校の備品や用具の使用については、指

- 導の先生の指示に従い、勝手に使用しない。
- ◎冷暖房器具の取り扱いについては、使用規定を守り、勝手に使用しない。
- ◎地震・火災・台風・光化学スモッグ注意報発令時等は、あわてずに先生の指示に従う。
- ◎台風に対する非常措置については、以下の通りとする。

◇暴風警報について

- 1 京都府南部に「暴風警報」が、登校前に発令された場合
 - (1) 「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅で待機をする。
 - (2) 「暴風警報」が解除された場合、
 - ①午前7時までに解除……平常授業（給食あり）。
 - ②午前9時までに解除……3時間目からの授業（給食あり）。
 - ③午前11時までに解除……5時間目からの授業（給食なし）。
 - ④午前11時現在、警報発令中……臨時休業（給食なし）。
- 2 在校中に発令された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などを配慮し、帰宅するかどうかを決定する。

◇特別警報について

○「特別警報」が解除されるまでは自宅待機

- 午前 0 時までに解除… 5 校時から始業
- 午前 0 時現在、警報発令中…臨時休業

◇地震に対する非常措置について

○震度 5 弱以上の地震が発生した際は、以下の通り臨時休業にします。

- 下校後、深夜 0 時までに発生…翌日臨時休業
- 深夜 0 時以降、登校までに発生…当日を臨時休業

◇水害の避難勧告について

○山ノ内学区に避難指示が発令された場合は、暴風警報が発令された場合に準ずる。

12. 所持品

○生徒手帳は常に携行する。

○自分の持ち物には、学年・組・氏名を明記する。紛失や拾得については、担任に届け出る。

○学習に必要でないものを持ってこない。

○貴重品や金銭を持ってこない。集金や昼

食代金の釣銭等は、必ず担任に申し出て、下校時まで預ける。

◎部活動時は顧問の先生に預けるか、目の届くところに荷物を置く。

13. 服装・頭髪

◇基本的な考え方

◎四条中学校の生徒として、常日頃よりオンタイム・オフタイムの意識を持ち、TOPに合わせて、美しく着こなすことを第一に心がける。

◇標準服

◎登下校時・授業時は、本校規定の標準服（ブレザー・スラックス・スカート・ベスト）を正しく着用する。けが等でやむをえない場合は、保護者より申し出る。

◎ブレザーのボタンはきちんととめること。また、暑い場合はブレザーの袖はまくらず、ブレザーを脱ぐこと。

◎スカート丈は、ひざ程度とする。ウエストで短く折らない。

◎体育時は、教科で指定した服装を着用する。

◎放課後の再登校や休日も、私服では登校しない。

- ◎プレザーを着用していても寒い場合は、ポロシャツの上にセーターを着用してもよい。セーターの色は、黒または、紺などとする（ワンポイント可）。
- ◎冬季は、防寒着の着用を認める。マフラー・手袋・ネックウォーマーなどの防寒具については、校舎内では着用しない。防寒着は、必ずプレザーの上に着用する。

◇シャツ

- ◎本校規定のポロシャツを着用する。

◇靴・靴下

- ◎上靴は、規定のもの

（学年別 黄ライン/赤ライン/青ライン）

- ◎下靴は運動靴（体育で使用できるもの。底の固いものは不可）とする。

- ◎靴下は白・黒・紺・グレーなどのソックス（ライン・ワンポイントは可）。

- ◎気温に応じてストッキング・タイツを着用してもよい。

◇頭髪

- ◎清潔感の感じられる髪型であること。

- ◎ヘアピン、ゴムは黒又は紺、茶などとする。

- ◎毛染めなど、頭髪の加工はしない。

◇その他

- ◎指輪、ピアス、ネックレスなどの装飾品、化粧・メイク・マニキュア等は認めない。
- ◎ひざかけは必要に応じて使用してもよい。

保健室の利用について

－正しく使おう！ みんなの保健室－

- けがや病気で保健室を利用する時は、けがや病気の様子をはっきり伝えてください。
- 授業中に来室するときや次の授業に遅れそうなときは、その教科の先生に伝えてから来て下さい。
- すり傷をして、砂や土がついている時は、すぐに水道水で洗い、その後来室して手当を受けるようにしてください。
- 保健室は病院ではありません。継続的な手当や薬を渡すことはできません。また、家でのけがは、家で手当をしてください。
- 体や健康についての相談をしたい人は、けが人や病人がいない時にくるようにして下さい。

図書館について

1. 開館について

- 開館時間については、原則、昼休みに開館します。

2. 貸出しについて

- 貸出し冊数は一人1回2冊までとし、貸出し期間は2週間です。ただし、長期休業中は、この限りではありません。

3. その他

- 本はきれいな手で、ていねいにあつかってください。
- 館内では静かにしてください。
- ◎わからないこと、希望することがあれば文化図書委員に申し出てください。

部活動規定

1. 顧問

- (1) 顧問の指示、指導により部活動を行う。
- (2) 顧問に関わらず、他の教職員が必要な指導をする場合もある。
- (3) 顧問は1年ごとに決定する。

2. 部員

- (1) 本校生徒の自由意志により、1人1部を選ぶことが出来る。ただし、兼部は認めない。
- (2) 中学校体育連盟主催大会における引率者の特例に該当し、かつ本校に設置されていない種目で、別途定める「外部引率指導者による公式戦への個人参加について」の規定に定める条件を満たした者については上記(1)規定にかかわらず公式戦への参加を認める。

* 部活動に所属していない本校生徒についても上記の規定を準用し規定に定める条件を満たした者については公式戦への参加を認める。

* 公式戦とは、中体連主催、上位大会につながる大会とする。

- (3) 入部退部は、担任および顧問の許可を必要とする。

3. 部 長 (キャプテン)

- (1) 部長は、顧問または部員によって選出された者を顧問が認定する。
- (2) 部長は、顧問の指示に従って、部活動の中心として部員をまとめる。
- (3) 定例的に部長会議を行う。部長は責任を持って会議に参加すること。

4. 練 習

- (1) 練習は顧問の認めた計画に基づいて行う。
- (2) 練習は平日の放課後に行う。

通 年 4月～3月

活動終了 16:45 完全下校 17:00

土日祝日及び休業中の練習は、顧問の直接指導を必要とする。

- (3) 土日祝日及び長期休業中の登校時間は原則として、8:50 からとし、下校時間は、17:00とする。
- (4) 総括テスト前1週間、全日行事の当日、及び行事前日準備の日は、原則として活動しない。ただし、公式戦前に関しては、1時間程度の練習を認める。

- (5) 練習場所の割り当ては、練習場所を共有する顧問の話し合いで決定する。
- (6) 練習を休む場合は、顧問に届け出ること。
- (7) 雨天の場合など、校舎内の練習場所は、部活動係が顧問と相談し決定する。
- (8) 朝練は、原則なしとする。
- (9) 平日1日・休日1日の活動休止日を設ける。

5. 試合

- (1) 顧問の引率指導のない場合は参加できない。
- (2) 他校生徒とは品位と友情を持って接し、決してトラブルを起こさない。

6. 生活

- (1) 部活動中は休日であっても、自宅を出てから帰宅するまで、本校の規則を守る。
- (2) 昼食及び更衣は、決められた場所でまとまってとる。
- (3) 午前中授業及び休日の全日練習は、原則として昼食持参とする。どうしても購入しなければならない場合は顧問の許可を得る。
- (4) 活動場所や部室及び倉庫の整理整頓や

清掃をしっかりととする。

- (5) 練習時の服装は、顧問の許可を得たものに限る。
- (6) 休日の登校及びすべての下校時は、部活動の練習着の着用を認める。

7. その他

- (1) 部の新設及び廃部については、年度当初の職員会議で検討し、決定するものとする。年度途中での部の新設は認めない。
- (2) 本校で認められていない部外者の指導は禁止する。
- (3) 各部は必要に応じて学校長の許可を得て外部コーチを置くことが出来る。
- (4) 各部の指導を学校長の許可なく部外者に依頼することは禁止する。
- (5) 部費は1人1ヶ月500円以内とする。年度末には決算報告をする。
- (6) 部活動保護者会は、1年に1度必ず行う。ただし、必要に応じて各部ごとに行うことができる。

(平成26年9月改正)

文化・体育部一覧

(令和6年度実施部活動)

文化部	美術（男女） 吹奏楽（男女） 環境広報（男女）
体育部	サッカー（男女） 陸上競技（男女） ハンドボール（男女） 体操競技（男女） ラグビーフットボール（男女） バレーボール（女） バスケットボール（女） ソフトテニス（女）

届け・願いについて

1. 欠席・遅刻・早退の時は、当日の朝8:25までに保護者を通じて電話連絡又は、連絡ツールで連絡をする。事前にわかっている場合はこの手帳の連絡欄に理由を書き、保護者印を押して、又は、連絡ツールを通じて担任に届ける。
2. 親族死亡のため欠席する場合は担任に届けて忌引の取扱いを受ける。

父母（養父母を含む）	7日
おじ、おば	2日
祖父母（外祖父母を含む）	3日
兄弟姉妹	3日
いとこ、おい、めい	1日

- ①死亡の当日より適用する。
- ②死亡者が遠距離でも旅程日数は加算しない。
- ③保護者または後見人が父母でない場合も父母に準ずる。

3. 住所変更の場合は、必ず担任に届け出る。
4. J R 運賃割引証が必要なときは担任を通じて係の先生に申し出る。

学校行事実施の可否について

- ◎雨天の場合など行事の実施があやしい場合に、学校への電話での問い合わせは、行事当日の進行に支障をきたすのでないこと。
- ◎行事中止の連絡は、四条中学校ホームページで行う。